第2回阿蘇市議会会議録

1. 平成28年6月3日　午前10時00分　招集
2. 平成28年6月6日　午前10時00分　開議
3. 平成28年6月6日　午後 2時40分　散会
4. 会議の区別　定例会
5. 会議の場所　阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1番	立石昭夫	2番	竹原祐一
3番	岩下礼治	4番	谷﨑利浩
5番	園田浩文	6番	菅　敏徳
7番	市原　正	8番	森元秀一
9番	河﨑德雄	10番	大倉幸也
11番	湯淺正司	12番	田中弘子
13番	五嶋義行	14番	髙宮正行
15番	古澤國義	16番	阿南誠藏
17番	古木孝宏	18番	田中則次
19番	井手明廣	20番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	市原　巧
総務課長	髙木　洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮﨑　隆	教育課長	日田勝也
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	泰　美保子	住環境課長	古閑政則
人権啓発課長	下村裕二	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	佐伯寛文	水道課長	浅久野浩輝
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石嵜寛二	議会事務局次長	山本繁樹

書　　記　佐　藤　由　美

9.議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1　承認第 2 号　専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について

日程第 2　承認第 3 号　専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 3　承認第 4 号　専決処分した平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について

日程第 4　承認第 5 号　専決処分した平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

日程第 5　承認第 6 号　専決処分した平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

日程第 6　報告第 3 号　平成 27 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 7　報告第 4 号　平成 27 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第 8　報告第 5 号　平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 9　承認第 7 号　専決処分した平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について

日程第 10　承認第 8 号　専決処分した平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

日程第 11　議案第 61 号　阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 12　議案第 62 号　阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 13　議案第 63 号　阿蘇市公園設置条例の一部改正について

日程第 14　議案第 64 号　平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について

日程第 15　議案第 65 号　平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

日程第 16　議案第 66 号　平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

日程第 17　議案第 67 号　平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

日程第 18　議案第 68 号　平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

日程第 19　議案第 69 号　平成 28 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

日程第 20　議案第 70 号　平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

日程第 21　議案第 71 号　字の区域の変更について

日程第 22　議案第 72 号　旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 23　議案第 73 号　旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 24　報告第 6 号　阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

日程第25　報告第 7 号　株式会社ＡＳＯワークネットの経営状況を説明する書類の提出について

日程第26　報告第 8 号　一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について

日程第27　同意第 2 号　阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1　提案理由の説明

日程第 2　議案第74号　平成28年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の制定について

日程第 3　議案第75号　平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について

午前10時00分　開議

1　開議宣告

○議長（藏原博敏君）　皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は20名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

お諮りいたします。日程第1、承認第2号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」から、日程第5、承認第6号「専決処分した平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議ないものと認めます。よって、承認第2号から承認第6号までは、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第1　承認第2号　専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第1、承認第2号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第2号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案集の1ページをお開きいただきたいと思います。まず、提案理由でございますが、本件は地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2ページ、専決処分書ということで、28年3月31日に専決処分を行っております。

条例改正の内容につきましては、7ページからの新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず、第1条、阿蘇市税条例の改正でございます。第18条の2、これは行政不服審査法の改正に伴う改正でございます。この改正により不服申立てという文言がなくなりまして、審査請求に統一化されたために行うものでございます。

それから、次の第56条の改正でございます。この第56条は、固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めてあるものでございます。この固定資産税の非課税の適用を受ける者の範囲に、新たに同項第16号の固定資産という部分が追加されております。これは、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所ということになっております。これについても非課税の対象になるというような規定でございます。

8ページの59条、これにつきましても、第16号が追加されたということで内容的には変わりございません。

それから、9ページ、附則の改正になります。第10条の2でございますが、これは自治体によって特色を出せる固定資産税等の課税の特例に関する規定でございます。9ページの一番上に書いてあります法附則第15条の2項というのは、公共の危害防止のために設置された施設または設備のうち、平成28年4月1日から平成30年3月31日の間に取得したものについては、課税標準の特例をするというものでございます。まず、第7項、これにつきましては、津波対策用の償却資産、これにつきましては、通常の課税標準の半分、2分の1にするというところでございます。それから、第10項、これにつきましては、太陽光発電施設の特例でございます。これについては、3分の2にするというところでございます。第11項が風力発電に関する規定、これについても3分の2ということでございます。第12項がこれは水力発電に関する規定でございまして、水力発電については、2分の1ということになります。それから第13項は地熱発電に関するもので、これについては2分の1、それから第14項はバイオマス発電に関する規定でございます。これについては、2分の1ということになっておるところでございます。それから下のほうの第18項でございます。これは、都市再生法の規定による認定事業というのがございまして、これに該当する場合は、5分の4ということになっておるところでございます。

次に10ページ、第10条の3の規定でございますが、これは新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に対する規定でございます。添付書類として、これまでは熱損失防止改修工事をした費用ということだけでございましたけど、新たに補助金があるならば、補助金に対するそういった交付決定通知、こういったものを添付しなさいというような規定でございます。

続きまして、10ページの第2条、阿蘇市税条例等の一部を改正する条例、これは27年の条例第19号の改正規定でございますが、これにつきましては、市のたばこ税に関する経過措置についての規定ですけれども、地方税法の改正に伴いまして、引用文、それから引用条文の変更が行われておるところでございます。表にありますように改正前は第34号の2の様式というのが、施行規則第34号の2の様式というふうにこういった文言の改正が主な内容でございます。同様な改正が11ページ、12ページ、13ページになっているところでございます。様式等の改正ですので、内容についての改正はございません。

それから、第14ページ、第3条の阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の改正でございます。これも地方税法の改正によるものでして、これまでは前3条というふうになっておりましたけども、7条から第9条というふうに改正されたものでございます。

それから、第4条、阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正の規定でございます。これも平成28年の条例第5条ということで、3月の定例会で可決をいただいた条例の一部改正になります。3月のときにはアンダーラインの中に記載したように固定資産課税台帳に登録された価格というふうになっておりましたけれども、これにつきましても地方税法の改正によりまして、こういった行為が告示の手続きがされたものに限るというふうに限定されているということでございます。単に固定資産税台帳に登録された価格だけではなくて、告示という行政上の手続きがされた分について適用するというような規定でございます。

以上、簡単でございますが、説明させていただきます。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　はい、質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。

承認第2号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ご異議なしと認めます。

従って、承認第2号は承認することに決定いたしました。

日程第2　承認第3号　専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 2、承認第 3 号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　ただ今議題としていただきました承認第 3 号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

まず、15 ページをお開きいただきたいと思います。まず、提案理由でございますが、本件は地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に改正する必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

16 ページからになりますが、専決処分にいては、平成 28 年 3 月 31 日ということになります。

条例の内容につきましては、17 ページ、18 ページでご説明申し上げます。

本件に関しましては、地方税法の一部を改正する法律並びに阿蘇市国民健康保険運営審議会の答申を経まして、国民健康保険税の上限を引き上げる改正となっておるところでございます。

まず、第 2 条でございますが、基礎課税額の限度額をこれまでの 52 万円から 54 万円に引き上げるものでございます。それから、第 3 項には後期高齢者支援金等課税額、これの限度額を 17 万円から 19 万円に引き上げるものでございます。

続きまして、第 23 条の規定でございますが、この第 23 条は国民健康保険税の減額に関する規定でございますけども､限度額引上げに伴う額の改正を行っているところでございます。

まず、第 1 項の中には、先ほどと同じように 52 万円を 54 万円に、17 万を 19 万円に引き上げるという規定が書いてあります。

それから、18 ページにあります第 2 号の改正でございます。これにつきましては、所得算定に用いる一人当たりの加算額、いわゆる減額をするときに用いる計算の方式を今までは一人当たり 26 万円というのを、限度額が引き上げたことに伴い、26 万 5,000 円に引き上げるということでございます。同様にこれまで 47 万円とされていたものを 48 万円に引き上げるという改正規定でございます。

これらにつきましては、平成 28 年 4 月 1 日からの施行ということになっております。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終了します。

これより、承認第 3 号を採決いたします。

承認第3号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ご異議なしと認めます。

従って、承認第3号は承認することに決定いたしました。

日程第3　承認第4号　専決処分した平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第3、承認第4号「専決処分した平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　おはようございます。

ただ今議題とさせていただきました別冊1になります。承認第4号「専決処分した平成27年度阿蘇市一般会計補正予算」今回第9号になりますが、ご説明をいたします。

別冊1の1ページをお願いいたします。第1条になりますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億9,147万円を追加いたしまして、予算総額を195億9,608万6,000円をいたしております。

11ページをお願いいたします。歳入になりますが、11ページの1番上の款2地方譲与税から12ページの款8自動車取得税交付金につきましては、平成27年度の交付額が確定いたしましたので、増額、減額、調整して計上をさせていただいております。

12ページの下から2段目をお願いいたします。款10地方交付税でございます。地方交付税の特別交付税につきましては、平成27年度の交付額が7億9,048万円で確定いたしましたので、その差額、今回5億4,048万円を増額で計上しております。

次に13ページから16ページの国庫支出金及び県支出金につきましては、各種事業確定に伴いまして、それぞれ、増額、減額、調整をいたしております。

17ページをお願いいたします。17ページの上から2段目の款でございます。款17寄附金、目3衛生費寄附金のＡＳＯ環境共生基金につきましては、寄附金が確定いたしましたので、620万2,000円を増額いたしまして、計上をいたしております。

次に款18です。同じページの款18繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、平成27年度につきましては、最終的に基金を取り崩す必要がなくなりましたので、全額減額ということにしております。

同じページの款20です。諸収入、目1雑入の一番上になりますが、建物災害共済金の3,212万1,000円の増額につきましては、主に平成24年度九州北部豪雨災害に伴う光ケーブル及びお知らせ端末等の被害に伴う分という形になります。その保険金でございます。

18ページをお願いいたします。18ページから19ページの市債でございますが、この分につきましては、それぞれの事業確定に伴い市債の減額を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。歳出になります。

歳出全般的に各種事業費確定に伴いまして、それぞれ予算額を調整いたしております。調

整額以外の分を説明いたします。

20ページの中段になりますが、まず、款2総務費、目12財政調整基金費につきましては、平成27年度2億円を積み立てることといたしております。

次にその下の段になります。目16公共施設管理基金費につきましても、今回3,000万円を増額いたしまして、平成27年度は6,000万円を積み立てるということにしております。

21ページをお願いいたします。中段より下になりますが、款4衛生費、目7環境共生基金事業費の積立金につきましては、先ほど歳入で申し上げました寄附金分が確定いたしましたので、その分同額を増額して積み立てるものでございます。

24ページをお願いいたします。24ページの一番上の段になります。款6商工費、目6田園空間博物館費の積立金につきましては、今回寄附がございましたので、その一部を増額して積み立てるものでございます。

その下の次に款7でございます。土木費、目1道路維持費の工事請負費、1,355万9,000円の減額につきましては、社会資本整備交付金事業として黒川の防護柵、これは内牧になりますが、の設置を予定をしておりましたが、現在激特事業として県が実施しております工事の関係上、平成27年度分の事業を一部減額して計上をいたしております。

25ページをお願いいたします。真ん中よりちょっと下になりますが、款9教育費、目2事務局費の積立金につきましては、平成27年度末をもって各小中学校の耐震補強工事、また一の宮地区の統合小学校建設工事の完了に伴いまして、教育施設整備基金の大半を財源といたしていたため、今回3,000万円を積み立てるため、計上いたしております。

以上、専決処分した阿蘇市一般会計補正予算につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　今回、地震がありまして、災害復旧費とかいろいろ出さないといけない関係がありますので、この31日時点での現金をちょっと把握したいんですが、実際のところ動かせるお金はいくらかということで、まず、3月31日時点で基金が1,300万、基金が取り崩す必要がなくなったというご説明でしたが、基金残がこの時点でいくらになるのか、で予備費と合わせて現金として、普通預金とか定期預金とかあると思いますが、動かせるお金がいくら、31日の時点ではあるのか、そういったのをお尋ねします。

それと、もう一つは、小学校、学校関係の基金が3,000万でしたが、今後、基金を含めてもともとの予定としてはどういうふうにしていくつもりだったのか。

それと、もう一つは、交付税が確定されていますが、この交付税自体は何月何日に入金、現金として入ってきたのか、その3点、お尋ねします。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　お答えします。3月31日では、これは会計課長のほうの権限でございますので、私のほうでは把握いたしておりませんが、27年度の決算年度末、5月31日現在での財調の残高でいきますと、14億4,000万円が財政調整基金の残高です。それとま

だ確定はしておりませんが、28年度への繰越金としての現金ですね、先ほど言いました予備費等も含めました現金が約8億3,000万程度です。これにつきましては、その内、約1億円はあとで出てきますが、28年度へ繰り越す事業の一般財源として使いますので、一般財源として使えるのは7億ちょっとという形になります。

それと、特別交付税につきましては、すみません、正式な日にちは覚えておりませんが、3月の二十日前後だったというふうに思ってます。

それと教育施設整備基金につきましては、今後、阿蘇地区の統合小学校等の関係もございますので、今、残高が2,000万程度しかございません。今回、3,000万を追加いたしまして、将来的なことも踏まえまして、15億から20億、これは何年かかるか分かりませんけども、ある程度その辺の事情を見ながら積み立てていきたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　今、5月31日締めの回答がありましたけども、年度決算は4月から始まって、翌年の5月31日で14カ月ということになるんでしょうか。その間、27年度と28年度の両方のお金が執行されてるということですか。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　出納整理期間という形で3月31日が終わりまして、企業会計にはその出納整理期間というのがありません。3月31日で終わりです。一般会計、特別会計につきましては、4月、5月の2カ月間が出納整理期間という形になりますので、歳入とか歳出につきましても4月、5月の支払いがある。その間につきましては、28年度分と27年度分が混じるというような形になりますが、どちらの年度を使っているかというのは、もちろん伝票と会計課のほうで十分その辺は区分けをしているということでございます。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質問がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第4号を採決いたします。

承認第4号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ご異議なしと認めます。

従って、承認第4号は承認することに決定いたしました。

日程第4　承認第5号　専決処分した平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第4、承認第5号「専決処分した平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　失礼します。

ただ今議題としていただきました承認第5号専決処分いたしました「平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算」につきまして、ご説明申し上げます。

別冊2の1ページをお願いいたします。第1条でございます。今回の補正によりまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,185万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ45億5,928万7,000円といたしました。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。国庫支出金等療養給付費等交付金、県支出金とそれぞれ平成27年度の交付額が確定しましたことによりまして、各々過不足額を増減いたしまして調整しております。一番下段の歳入合計といたしましては、1,185 万 4,000円の減額となりました。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。こちらにつきましても、歳入の確定によりまして、各々財源変更と保険給付費の確定に伴いまして、予算の調整を行っております。6ページの予備費、一番最後ですが、こちらで財源調整をいたしまして、8,216万円増額いたしまして、予備費につきましては、合計1億32万9,000円となっております。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　2ページの療養給付金交付金と歳出の療養諸費、5ページのそれぞれの療養給付金ですが、まず療養給付金の療養諸費のほうは、私たちが健康保険使う場合、3割負担だったら7割これから出てるその7割のことだと思いまして、全体的な減額は実績によるものだと思うんですが、この7割負担と交付金でくる7割負担で8,300万減額されているのと、交付金で来る3,400万の減額、この差額があるんですが、この2つの項目の関連性はどういう感じでなってますか。何割交付金が負担とか、こちらの会計から何割出すとか、どういう関係になってるか、そのことについてご説明お願いします。

○議長（藏原博敏君）　ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　ただ今のご質問にお答えいたします。

まずは、歳出の療養諸費といたしましては、おっしゃられたとおりその7割の保険者負担分ということで7割の部分でございます。

歳入の療養給付費等交付金につきましては、医療給付費のうち、こちらにつきましては、退職者療養給付費ですから、診療報酬支払基金からの歳入ということになりましてちょっとご説明申し上げますと、療養給付費負担金などは、被保険者の保険給付費の合算額、療養給付費とか療養費とか高額療養費のそのうちから保険基盤安定繰入金の2分の1とか、前期高齢者交付金等を除いたあとのですね、そちらの額の32%が交付されるということになっておりますので、この交付金がその歳出給付費額の全額を賄うものではございません。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　この交付金の財源元はどちらになるんでしょうか。国ですか、それとも積立てかなんかあるんでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　保険者につきましては、国保もそうなんですが、共済組合とかあと協会けんぽさんとか色々ございます。それの拠出金をまとめる診療報酬支払基金というところがございまして、そちらから交付されるものでございます。

○議長（藏原博敏君）　よろしいですか。

○４番（谷﨑利浩君）　はい。

○議長（藏原博敏君）　ほかに質問、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第５号を採決いたします。

承認第５号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ご異議なしと認めます。

従って、承認第５号は承認することに決定いたしました。

日程第５　承認第６号　専決処分した平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第５、承認第６号「専決処分した平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　失礼します。

ただ今議題としていただきました承認第６号「平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算」につきまして、ご説明申し上げます。

別冊３の１ページをお願いいたします。第１条でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,812万円を減額し、歳入歳出それぞれ31億8,306万7,000円といたしました。

５ページをお願いいたします。歳入でございます。保険料につきましては、調定額が確定いたしましたので、保険料の第１号被保険者保険料といたしまして、680万2,000円を増額しております。

次に、国庫支出金、支払基金、県支出金につきましては、それぞれ平成27年度の交付額の

確定によりまして、それぞれ過不足額を増減しており、調整しております。

7 ページをお願いいたします。歳出でございます。歳入の確定によりまして、財源変更及び保険給付費の確定に伴いまして、予算の減額を行っております。

一番下段の予備費でございます。こちらで財源調整いたしまして、6,783 万 5,000 円を増額しております。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終了します。

これより、承認第 6 号を採決いたします。

承認第 6 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ご異議なしと認めます。

従って、承認第 6 号は承認することに決定いたしました。

日程第 6　報告第 3 号　平成 27 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（藏原博敏君）　日程第 6、報告第 3 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　ただ今議題とさせていただきました報告第 3 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書」につきまして、ご説明をいたします。

議案集の 19 ページ、20 ページをお願いいたします。

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき報告するものでございます。

繰越総額につきましては、調整をいたしました結果、14 件の 5 億 8,435 万 1,000 円といたしております。5 億 8,435 万 1,000 円の内訳につきましては、国、県の補助金が 3 億 7,329 万 4,000 円、市債、借金でございますが、この部分が 1 億 1,330 万円、その他の雑入が 400 万円、それと繰越しの一般財源が 9,375 万 7,000 円となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 3 号は、これで報告を終わります。

日程第７　報告第４号　平成27年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（藏原博敏君）　日程第7、報告第4号「平成27年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　ただ今議題とさせていただきました報告第4号「平成27年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書について」ご説明をいたします。

議案集の21ページ、22ページをお願いいたします。

本件は、事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告をするものでございます。

事業といたしましては、市立病院線の工事に伴いまして、補償対象物件の移転先の用地選定の関係で今回事故繰越しというふうにいたしております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、河﨑徳雄君。

○９番（河﨑徳雄君）　9番、河﨑ですけれども、この事故繰越しについては、大体27年度に絶対完成いたしますというような約束がございました。どのようになっているかを、土木部長でもお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君）　建設課長。

○建設課長（阿部節生君）　この件につきましては、26年度に移転補償契約をいたしおりまして、27年度に移転も完了しまして、工事も完了する予定でございました。ただ、用地につきまして、若干ちょっと予定地が変わったというようなことで、現在移転先のほうの用地をあたっていらっしゃいます。交渉中でございまして、ただ、4 月に地震が発生した関係で、若干その用地につきましても交渉がとどまっているというような状況でお聞きしておりますが、移転に向けて進まれるというふうには聞いております。

○議長（藏原博敏君）　河﨑徳雄君。

○９番（河﨑徳雄君）　今、課長のほうから地震、震災の関係があると申されましたけれども、もちろん少しはありますけど、私たちから見たらそのようには感じません。ぜひ28年には完成しますように強く働きかけて交渉あたりもしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　建設課長。

○建設課長（阿部節生君）　先般も打合せを行いましたが、なるべく早く移転していただくようにということでお願いをしたところでございます。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第4号は、これで報告を終わります。

日程第8　報告第5号　平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（藏原博敏君）　日程第8、報告第5号「平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君）　おはようございます。

ただ今議題としていただきました報告第5号「平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」ご説明申し上げます

議案集の23ページ、24ページをお願いいたします。

提案理由でございますけど、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、報告するものでございます。

24ページの繰越明許費、繰越計算書でございますが、平成27年度工事を予定しておりました処理場の電気設備工事の一部を繰り越しましたので、3,146万円のうち1,700万円を繰り越したものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第5号は、これで報告を終わります。

お諮りいたします。日程第9、承認第7号「専決処分した平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」、日程第10、承認第8号「専決処分した平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号及び承認第8号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第9　承認第7号　専決処分した平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第9、承認第7号「専決処分した平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　ただ今議題とさせていただきました別冊4になります。承認第7号「専決処分した平成28年度阿蘇市一般会計補正予算第1号」につきまして、ご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、4月16日に発生いたしました熊本地震に対する初期費用、これは避難所とか災害瓦れきとか含みますが、この分と応急対応費用などを計上いたしております。

まず、第1条になりますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ23億6,432万6,000円を追加いたしまして、予算総額を174億5,848万5,000円といたしております。

7ページをお願いいたします。歳入になりますが、事業に伴う補助金等につきましては、歳出の欄でご説明いたします。

まず、中段になりますが、款14でございます。国庫支出金、目3衛生費国庫補助金の災害廃棄物処理事業補助金につきましては、災害ゴミ仮置場開設に伴いまして、関係経費に対する補助金として3億3,379万5,000円を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。款18繰入金でございます。目1財政調整基金繰入金につきましては、当面の財源調整といたしまして、7億9,000万円を増額して計上いたしております。

9ページをお願いいたします。歳出になります。

上から2段目になります。款3民生費、目1災害救助費につきましては、震災に伴いまして災害見舞金、災害弔慰金及び援護資金、または避難所に対する各種機器の借り上げ、それと避難者に対しての食糧の供給費用、更に住宅の応急修理委託料など、5億9,288万円を計上いたしております。なお、財源といたしましては、災害救助法の適用を受けておりますので、一部県負担金の対象外もございますが、今回県負担金といたしまして5億5,093万3,000円を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。一番下の段になります。10ページと11ページにまたがっておりますが、款4衛生費、目14災害廃棄物処理費につきましては、震災に伴いまして災害ゴミの処理費用、それと機械の借上料と仮置場の現状復旧費用など、7億3,759万円を計上いたしております。なお、財源といたしましては、補助対象外の費用を除きまして、2分の1、3億3,379万5,000円を国庫補助金として計上いたしております。この専決の分につきましては、残りを災害廃棄物処理債という形で計上いたしております。

11ページをお願いいたします。11ページから12ページにかけてでございますが、款10災害復旧費、目2農業用施設災害復旧費につきましては、農道に係る橋梁の調査及び農地災害の応急工事費などを計上いたしております。

13ページをお願いいたします。目の1でございます。河川等災害復旧費につきましては、市道、それから河川、橋梁被害により調査及び測量設計等の委託料として、5億2,000万円を計上し、また、応急工事費用等も合わせて計上いたしております。なお、現時点での財源といたしましては、国庫負担金2,001万円、それから国庫補助金5,500万円、起債を990万円計上いたしております。

14ページをお願いいたします。中段から下になりますが、項の4でございます。文教施設災害復旧費、目1公立学校施設災害復旧費につきましては、主に各小中学校の地震被害に伴う調査設計業務委託費と阿蘇給食センターの災害復旧設計委託費を計上いたしております。

以上、専決処分いたしました平成28年度阿蘇市一般会計補正予算につきまして、ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　災害時で急を要する中でいろいろやってこられたと思いますが、先ほど現金の話を聞きましたけども、この時点、4月16日ですが、予算上は国庫負担金とか県負担金、市債、いろいろ出てますけども、それぞれはいつ頃現金として入ってきたんでしょうか。お尋ねします。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　お答えします。

これは、28年度事業でございますので、普通交付税の繰上分を除いて、全然入ってきておりません。と言いますのも、これは事業の完了に伴う分、それに伴いましては、補助金は交付がございます。それと、市町村の事情によりまして、概算交付を申請すれば認められる分、そういうのもございます。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　ということは、物品とかすぐそろえる場合において、使えるお金は先ほどの残高、現金の残高と基金、合わせて17億ぐらいと、あと借入可能額が20億ぐらいと聞いたんですけども、それと第1期の交付金が入ってきてると思うんですけど、そんなところで50億程度かなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　資金繰りにつきましては、会計課のほうで調整をいたしますが、起債につきましては全て年度末です。借り入れるのは。現在、資金として運用しておりますのは、先ほどの繰越金もございますけど、財政調整基金につきましても、まだ取崩しは行っておりません。28年度は、予算には上げておりますけど、普通交付税が約50数億ございますが、4月交付分がもう10数億入っております。それと6月交付分につきましても、前倒しで5月だったですかね、5月の頭に入っております。と残り部分も入っております。それと、9月の普通交付税の予定分、これにつきましても、約7割、関係、地震の被害が大きかったところにつきましては、繰上交付があっております。そういうところを資金として運用していくというような状況でございます。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

9番、河﨑徳雄君。

○９番（河﨑徳雄君）　衛生費のとこで瓦れき処理のことで、ちょっとお尋ねをしたいと思いますけれども、財政課長と岩下課長にもお願いですけれども、新聞誌上で自宅から仮置場までもそういう補助の対象になるというようなことを見ておりますけれども、それはどのよ

うなことでしょうか。市が対応しなかったと新聞に書いてありましたけれども、どのようなことかをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君）　市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君）　ただ今の質問にお答えいたします。

ただ今、河﨑議員が言われましたのは、当初の頃の新聞の記事かと思います。たまたま阿蘇市のほうが新聞のほうに出たんですが、大体県内の今回被災した市町村の大方のところが同じような取扱いだったかと思います。その後、被害の状況とかが明らかになりまして、解体が必要とする家屋等がかなりの数にのぼるということでございましたので、今現在は、半壊以上の家屋の解体をされるところにつきましては、その現場から収集・運搬・処理まで全て負担することで業務を行っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

7 番、市原正君。

○７番（市原　正君）　7 番の市原です。

14 ページの給食センターの件ですけども、復旧工事費の計上があっておりますが、市長の諸般の報告の中でも地盤沈下で配管工事等が必要になっているということですが、現在の状況について説明を求めたいと思います。いつ頃までに工事が完了するのか、その間の給食対応はどうなっているのか、その点について説明を求めます。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

阿蘇給食センターにつきましては、ちょっと地盤沈下と亀裂が走っておりまして、浄化槽、それから排水管、室内等が破損しているということで、まず、当分の間は、水、電気はこなかった関係もありまして、修理の発注も遅れております。どこまでどういうふうに痛んでいるかという点検が遅れていることが一つありますけども、現在、浄化槽関係、それから貯水タンクですね、2 基のうち 1 基が壊れておりますので、そちらのほうの発注を行っております。見込みとしましては、7 月中には何とかいければということで早ければ 7 月いっぱいぐらいを目途には何とか修理ができるんじゃないかというふうに見込んでいるところであります。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○３番（岩下礼治君）　3 番、岩下礼治です。

15 ページです。庁舎等災害復旧費というのが、1,750 万計上されています。波野の支所のが災害を受けたという話は聞いておりますけども、この具体的な工事請負費の内容をお伺いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　お答えします。

この分につきましては、本庁舎でございます。そちらの本庁舎の分です。主に空調関係ですね、空調の管が1階と2階のあいだ、2階と3階のあいだに入っております。これが揺すられて亀裂が入って漏れているというような部分でございますので、この空調関係の管の工事が全て必要になって参ります。それと見られて分かると思いますが、玄関ですね、正面玄関、裏玄関、東玄関、西玄関、ここの部分がエントランスが全てちょっとずれておりますので、タイル等が全て剥げております。そういう工事費も含んだ部分がこの金額でございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　岩下礼治君。

○３番（岩下礼治君）　次の補正で計上されるのか分かりませんけども、波野の支所の関係については、今後どういう計画なのかお答えください。

○議長（藏原博敏君）　総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　ただ今のご質問にお答えいたします。

波野支所につきましては、建築年度も相当古いということもございます。それから、今回の地震でちょっと危険な状態にあるというような判定が出ましたので、今、保健福祉センターのほうに移転しております。今後につきましては、内部のほうで現在の支所についてどういった状況にあるのか詳しく調査した上で方針を決めていきたいと思います。まだどうするかというのは、具体的には決定しておりません。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　15ページのお知らせ端末、ＯＮＵですか、この購入費が390万あがっていますが、震災のときお知らせ端末は役に立ちませんでした。停電してたんで。防災無線、あれも鳴っておりません。1日半、2日間ぐらい情報が全く繋がってませんでした。そのことは総務部長も知らなかったみたいですけども、どういった観点でこれ購入されたのか、もう専決だからもう購入するということで決めたんだと思うんですけども、災害復旧の分だけだったのか、それとももっと在庫を抱えんといかんということで購入されたのか、在庫も結構あったと思うんですけど、そのご見解をご説明お願いします。

○議長（藏原博敏君）　総務課長。

○総務課長（髙木　洋君）　お疲れさまです。

まず、今回予算で、予算書の15ページになります備品購入費ということで、393万8,000円計上させていただいております。その内訳としましては、お知らせ端末が50台、ＯＮＵですね、それが70台ということでその合計になってくるかと思います。

今回の地震によりまして、全壊、半壊、多数家屋が生じております。全壊した家屋については、お知らせ端末がもう一緒に駄目になったということで、地震によって上にあげている分が下に落ちた、壊れた、使えなくなった、そういった分も含めまして、数的に今回、数字をうちが保有しているのとは別に災害によるものということでこの数を購入する予定にいたしております。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

13 番、五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君）　13 番、五嶋です。

今回の災害復旧に使う補正予算と一般財源の割合、非常に一般財源の割合が高いように感じるんですが、その割合を教えてください。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　4 年前の水害のときの関係とある程度連動して今回組んでおります。ただ、激甚災害と言いましても、公共土木、それと農災、やはり 90 から 98、9 まではいくんですが、一般財源が必要です。それと補助対象外というのがあります。これが非常に頭が痛くて、この分が一般財源になります。従いまして、現在、あとで提案させていただきますが、専決分と 6 月の定例に上げます補正予算合わせまして約 80 億、追加もございまして 89 億、約 90 億ですかね、90 億災害関連を上げております。やはり、現時点では 2 割から 3 割は一般財源を充てております。ただ、これは今後補助の動向、かさ上げもございます。激甚でかさ上げした分に更にかさ上げ、その分もございますし、一番ちょっと予想ができないのは、災害ゴミの量ですね。現時点、約 19 億ほど上げておりますが、これは今後増える可能性もありますし、そういうところがどうなるかというのが分かりません。この部分につきましては、先ほど申しましたように 2 分の 1 が国庫補助金ですが、残りの 2 分の 1 の 8 割は特別交付税という形になります。この特別交付税というのが、12 月のルール分という形でくる分につきましては、ある程度確実です。ただし、特殊事情として 3 月で交付される分につきましては、なかなか見えない部分がございます。追加提案させていただいております農災部分も含めまして、その辺の部分が 3 月の措置でございますので、あくまでの当面はやはり災害の復旧優先ですので、一般財源を相当額充てているというような状況ですので、ちょっと何割とかは今の時点では分かりませんが、そういう状況でございます。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 7 号を採決いたします。

承認第 7 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ご異議なしと認めます。

従って、承認第 7 号は承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　それでは、暫時休憩をいたします。なお、11 時 15 分より再開いたします。よろしくお願いします。

午前11時05分　休憩

午前11時15分　再開

○議長（藏原博敏君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10　承認第8号　専決処分した平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第10、議案第8号「専決処分した平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君）　ただ今議題としていただきました承認第8号「専決処分した平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」説明申し上げます。

資料は別冊5号お願いいたします。

1ページでございます。本予算は第1号補正でございます。第1条にありますとおり既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,267万円を追加し、歳入歳出それぞれ14億2,120万4,000円といたしました。

4ページをお願いいたします。歳入でございますが、本予算が地震災害の緊急対応に必要なものでございますので、目1災害復旧費国庫負担金、節の公共土木施設災害復旧費負担金6億1,267万円を計上しております。

5ページをお願いいたします。歳出でございますが、目1下水道施設災害復旧費の主なものを申し上げます。節13委託料、被災滞留汚泥処分委託料、応急仮設ポンプ維持管理委託料、汚水管路災害復旧設計委託料等、1億700万を計上しております。節14使用料及び賃借料、発電機リース料、仮設トイレリース料等、100万円を計上しております。15工事請負費につきましては、処理場の災害復旧工事に関しますＪＳの災害協定によります応急工事や汚水管渠断裂箇所等の応急復旧工事等に必要な経費を5億円計上しております。

次のページの19負担金補助及び交付金、国の支援制度に基づきます支援チームの負担金を350万円計上しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終了します。

これより、承認第8号を採決いたします。

承認第8号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ご異議なしと認めます。

従って、承認第 8 号は承認することに決定いたしました。

日程第 11　議案第 61 号　阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 11、議案第 61 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君）　お疲れさまです。

それでは、ただ今議題としていただきました議案第 61 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ご説明を申し上げます。

議案集の 25 ページから 30 ページになります。

まず、提案理由でございますが、本件は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表でご説明を申し上げさせていただきます。

27 ページ、28 ページのほうをお開きをいただきたいと思います。第 28 条及び第 43 条につきましては、保育施設関係の 4 階以上の階の避難用の設備につきまして、建築基準法施行令が改正されましたことに伴い、避難用設備の構造要件が改正をされましたので、これにより条例の一部を改正するものでございます。

次、29 ページ、30 ページのほうをお願いを申し上げたいと思います。附則に第 5 条の次に、6 条から 9 条まで 4 条を今回加えることにしております。

まず、第 6 条でございますが、この内容につきましては、保育所 1 つについて最低 2 人の保育士を配置しなければならないとされておりますが、子どもに対して必要な保育士の数の算定が 1 となるときは、保育士の数は 1 人以上とできるということで、ただし、配置される保育士が 1 人となるときは、市長が保育士と同等と認める者をおかなければならないということになっております。保育士は 2 人配置基準でございますが、1 人が保育士資格を持っておるときは、もう 1 人については、市長が認めた者、保育士同等と認めた者を必ず置かなければならないということの改正でございます。

第 7 条につきましては、保育士の数の算定については、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる、俗に言うみなし保育について規定をするものでございます。

第 8 条につきましては、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育所事業所、A型等において、開所時間等を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所、A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を開所時間を通

じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で保育士とみなすことができるというものでございます。

第9条は、この条例は前条の第7条、第8条の規定を適用するときは、保育士、この保育士は県に保育士登録をしている者を3分の2以上置かなければならない、つまり、みなし保育所の規定を適用するときは、みなし保育士は3分1までというものでございます。

今回、附則に第6条から第9条を加える内容は、家庭的保育事業における保育所の確保が困難な状況に対応すべく、当面の間の措置として、保育士配置要件の弾力化を国が図るために今回追加を行うものでございます。

なお、今回の条例改正に伴う対象施設及び対象事業所は、現在のところ阿蘇市においてはございませんが、省令の改正に伴いまして、関係条例の整備を行うものでございます。

よろしくご審議方、お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより議案第61号から議案第73号までの質疑は、ご承知のようにいに会期中の日程に従って、各常任委員会に付託をされます。従って、自己の委員会の件につきましての質疑は、ご遠慮願いたいと思います。

それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第12　議案第62号　阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第12、議案第62号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君）　ただ今議題としていただきました議案第62号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ご説明を申し上げます。

議案集の31ページ、32ページでございます。

提案理由につきましては、本件は学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

32ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。第10条第3項第4号中、中学校の次に義務教育学校を加えるものでございます。

よろしくご審議方、お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13　議案第 63 号　阿蘇市公園設置条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 13、議案第 63 号「阿蘇市公園設置条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　失礼します。

それでは、ただ今議題としていただきました議案第 63 号「阿蘇市公園設置条例の一部改正について」説明させていただきます。

33 ページをお願いいたします。提案理由といたしまして、本件は阿蘇山麓多目的広場の設置に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

34 ページをご覧ください。改正後でございます。左のほうの 4 番に阿蘇山麓多目的広場、阿蘇市蔵原字上大久保 1449 番の 1 を追加するものでございます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終了します。

日程第 14　議案第 64 号　平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第 14、議案第 64 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　それでは、ただ今議題とさせていただきました別冊 6 になります。別冊 6 でございます。議案第 64 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号)」につきまして、ご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 54 億 1,155 万 5,000 円を追加いたしまして、予算総額を 228 億 7,004 万円といたしております。

8 ページをお願いいたします。8 ページの一番上の段になりますが、歳入になります。款 10 地方交付税の特別交付税につきましては、災害廃棄物処理に係る費用の 2 分の 1 が国庫補助金でございますが、残りの 2 分の 1 の 80%、この分が特別交付税措置という形になっておりますので、今回 7 億 5,610 万 8,000 円を計上させていただいております。

次に、款 14 国庫支出金、目 5 災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金とその下の公立学校施設災害復旧費負担金につきましては、激甚災害の指定がございましたので、それぞれの補助対象復旧事業費の 84%を歳入という形で計上いたしております。なお、この補助率につきましては、今後査定等を踏まえまして、変動をすることがございます。

9 ページをお願いいたします。目 3 衛生費国庫補助金の災害廃棄物処理事業補助金につきましては、大量の災害瓦れき等が予想されますので、処理費を増額し、補助対象経費分の 2 分の 1 が国庫補助金となりますので、その分を増額して計上いたしております。

それと同じページの一番下の段になります。款 15 県支出金、目 2 民生費県負担金の災害救助費負担金につきましては、費用の増額に伴いまして、今回 1 億 2,742 万 6,000 円を県負担金として増額いたしております。詳細は、歳出の欄で説明をいたします。

10 ページをお願いします。10 ページの一番下の段になります。款 18 繰入金、目 1 財政調整基金繰入金につきましては、所要の事業に供するため、財源調整といたしまして、2 億円を増額して、13 億 8,500 万という形で計上させたいただいております。

11 ページをお願いいたします。市債でございます。市債につきましては、主に災害復旧債を 6 億 6,360 万円増額して計上いたしております。詳細につきましては、歳出の欄でご説明をいたします。

12 ページをお願いいたします。歳出になります。今回、各費目の欄で調整して計上しております給料、職員手当等及び共済費につきましては、4 月 1 日付の人事異動に伴う費目間の調整、それと今回の震災に伴いまして災害復旧費のほうに組み替えた分を計上いたしております。

17 ページをお願いいたします。17 ページの一番上になりますが、款 3 民生費、目 6 老人ホーム上寿園費の養護老人ホーム建設費等補助金につきましては、県補助金が直接事業者への交付という形になりましたため、1 億 6,000 万円を減額して計上いたしております。なお、歳入の県補助金につきましても同額減額いたしております。

次に 17 ページの中段から 18 ページをお願いいたしたいと思います。目 15 臨時福祉給付金費につきましては、当初予算で高齢者向けの給付金分を計上いたしておりましたが、今回の補正計上分は住民税の非課税所得者分、また障害者、基礎年金、それと遺族基礎年金受給者分として計上しております。なお、財源といたしましては、全額国庫補助金という形になります。

20 ページをお願いいたします。目 1 災害救助費でございます。災害救助費につきましては、専決補正をいたしました予算に加えまして時間外また宿日直手当の増額、それと避難所のトイレのくみ取り料、また同じく避難所の空調機器の借上料の増額、それと避難所の現状復旧工事ですね、これは主にグラウンドが多いですが、その部分などを増額して計上いたしております。

21 ページをお願いいたします。款 4 衛生費でございます。目 1 保健衛生費の病院事業会計繰出金の 490 万円と目 12 水道費の水道事業会計繰出金 2 億円、この二つにつきましては、ともにこの地震に伴います災害復旧に係る費用の約 3 分の 2 ですが、補助金を差し引いた残額分を企業会計分の一般単独災害復旧事業債として一般会計で借り入れて、その同じ金額を企業会計に繰り出すものでございます。一般会計で借り入れますが、この起債の残高、また起債の償還につきましては、それぞれの企業会計での償還という形になります。

次に 21 ページと 22 ページになります。目 14 災害廃棄物処理費でございますが、今回、震

災に伴う災害ゴミの搬入が予想以上に大量という形で今後も多くの搬入が見込まれますため、処理委託料を3億7,500万円増額いたしまして、10億円という形で計上させていただいております。また、機械の借上料を9,272万円を増額しております。それと、損壊家屋の解体撤去に係る費用の補助が、国より正式に半壊以上という形で対象になりましたので、概算費用として今回約7億円を計上いたしております。この災害廃棄物処理費の財源といたしましては、現時点で対象経費分の2分の1が国庫補助、残りの8割が特別交付税と1割が市債という形になっております。

23ページをお願いいたします。中段から下になりますが、款5農林水産業費、目13畜産振興総合対策事業費の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金1億7,744万円につきましては、施設の整備に係る5件分の補助という形になります。なお、財源につきましては、全て国庫補助という形になります。

29ページをお願いいたします。29ページと30ページにまたがりますが、款10災害復旧費の目の1でございます。民生施設災害復旧費につきましては、各保育園の応急工事分を計上いたしております。それと阿蘇保健福祉センター、それと一の宮高齢者センターの災害復旧費として設計委託料、また工事費を計上いたしております。なお、財源といたしましては、一般単独災害復旧事業債を充てることといたしております。

31ページをお願いいたします。目1河川等災害復旧費でございます。いわゆる公共土木災害という形になりますが、地震による被害に伴いまして、市道、河川、橋梁などの復旧工事費を中心に32億2,855万7,000円を追加して計上させていただいております。なお、財源といたしましては、激甚災害指定を受けておりますので、国庫補助率を、今後変動いたしますが、今回は84%で計上しております。また、現年補助災害復旧事業として起債を4億8,100万円充てることといたしております。

32ページをお願いいたします。目1公立学校施設災害復旧費につきましては、各小中学校及び給食センターの復旧工事費を計上いたしております。特に阿蘇西小学校につきましては、被害が甚大であったため、校舎、プール、外構の復旧費用として総額3億3,000万円を計上いたしております。なお、財源といたしましては、公共土木同様、84%の国庫補助と 6,180万円の起債を充てることといたしております。

33ページをお願いいたします。目の3です。保健体育施設災害復旧費につきましては、農村公園あぴか、このあぴかの中の主に陸上競技場の復旧費などを計上いたしております。財源といたしましては、補助対象費用の3分の2を国庫補助として計上いたしておりますし、残りを災害復旧の起債という形で計上いたしております。

以上、議案第64号につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより議案第64号についての質疑を行いますが、本案は今回の地震に関する予算が主なものであります。特に災害救助費につきましては、各常任委員会にわたる予算が計上されております。従いまして、本予算に限り、自己の所属する委員会の質疑も認めることといたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、河﨑德雄君。

○９番（河﨑德雄君）　歳出の款3民生費でお尋ねいたしますけれども、6の老人ホーム上寿園の建設費ですね、これ来年の4月1日開設と聞いておりますけれども、計画通りできるといいなと思っておりますけれども、できるのかが一つと、乙姫地区とか下谷地区に、中谷地区から要望が出ておりますね。いろいろ。それについてどのような対応がなされたのか。

それともう一つは、今の上寿園跡地ですね、これの施設と土地について、どのような利活用を考えているのかをですね、3つお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君）　福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君）　ただ今のご質問にお答えをいたします。

上寿園の再開につきましては、来年の4月1日を目指しておりますけども、今回の地震で元々計画につきましては、乙姫小学校グラウンドの西側部分に建設を予定しておりました。ですが、地震によって西側部分に亀裂が見つかりましたので、校舎の真裏になりますけども、グラウンドの東側部分に建設の計画を余儀なくされたところでございます。ただ、地震発生後に受託いたします西原村の救護施設真和館、社会福祉致知会と打合せ等を行いまして、事業継続等の意思を確認しております。ですので、今準備を進めておりますので、何とか来年の4月には間に合うのではないかと思っております。

二つ目のご質問、乙姫地区から出されましたその個々の要望につきましては、今回その東側にその計画地を変更しましたけど、その建物のちょうど北側ですね、北側の擁壁についてのその改修工事分とその擁壁の下を流れる水路の整備については、事業主体の社会福祉法人ほうで工事を施工してもらうようなことで話を取り決めております。

三つ目につきましては、旧上寿園の跡地の利用についてでございますけども、今回その新しい上寿園が再開される来年の4月1日以降は、阿蘇市に養護老人ホームの必要設置数1を満たすことになりますので、施設については一応形的に不要ということになります。ですので、公売等の形でその土地の利用を考えております。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　河﨑德雄君。

○９番（河﨑德雄君）　関連でまたお尋ねしますけれども、東校舎の裏にいったということですけれども、グラウンドの雨水処理とかなんとかて、西側ですね、西側あたりもできますならば、整備ができるといいなと思っております。それと、上寿園乙姫小学校跡地ですけれども、その売却でいくのか、貸付でいくのかを、お尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君）　福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君）　すみません。ただ今のご質問でございますけども、西側部分につきましては、元々その法人とのほうとの協定の中で改修する予定ではございませんでした。ただ、今回その被災したことで亀裂等も入っておって、何らかのその対処が必要なんですけども、その要はその計画の部分にはちょっと該当しないもんですから、今後ちょっとその部分については、検討させていただきたいと思っております。

土地についてでございますけども、基本売買契約でございます。ですが、前から申してお

りますように上寿園については、養護老人ホームにつきましては、その運営費用がかなり厳しいものがございますので、その先方に配慮する形で賃貸借契約っていう形をとって、その15年間のその賃貸借料をもって、その売買予定価格に達したときに無償譲渡という形での売買契約を考えております。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君）　13番、五嶋です。

32ページの阿蘇西小学校の復旧工事についてですが、今現在、被災が大きくて閉校した尾ケ石東部小学校で授業を行っております。このことで被災したこの期に4校統合という約束がもう既にされておりますので、そういう方向に持っていくことはないのか、今、3億3,000万の84%は国庫補助があるということですが、そこら辺の将来を見据えた考え方を教えてください。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

教育委員会のほうとしましては、統合小学校というのは将来的に計画をしていきたいと思いますけれども、基本、統合小学校、一の宮の統合小学校、それから阿蘇中学校も統合中学校つくりましたけれども、土地の取得から建設費、考えますと約30億ほどかかっております。国庫補助につきましては、これまでの実績からいって、そのうち約3分の1しかないということになりますと、約20億はやはり一般財源が必要になってきますので、その20億の費用につきましては、かなり教育施設整備基金を計画的にためていかないと難しい状況があるというところでございます。現状、災害復旧につきましては、84%の国庫補助いただきながらできる復旧ということで、阿蘇西小学校のほうにですね、非常に外構、それからプール、玄関等のところが非常にこう亀裂が走って地盤沈下をしているということで、厳しい状況ではございますけれども、そちらのほうで場所を変えながらですね、位置を変えながら復旧工事に取り組んでいきたいということで予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君）　おっしゃることはよく分かるんですが、平成19年に学校規模適正化委員会ということがありまして、4校統合ということで、今は既にそのときに決まったことは、一の宮校区の小学校も今、統合が終わりました。そういう将来的なその統合があるからですね、今、山田小学校ももう既に適正規模じゃない学校にあると思うんですよ。しかし、その4校統合が将来にあるもんだから、それにそこまで頑張ろうということでやっていると思うんです。ですから、教育委員会としてもそこら辺を何年先ぐらいにできるのか、そこら辺をある程度示してやらないと、いつまでもその適正でない規模で頑張る学校が出てきやせんかという思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　現状、山田小学校につきましても複式化が進んでおりまして、2

クラスできております。ＰＴＡ会長さんともお話をするんですけども、毎年役員会のほうに出向きまして、保護者会のアンケート調査を行っているところであります。現状、やはり複式のいい面と悪い面、悪い面というか、子どもたちが体験できない部分ございますので、そういった面についてアンケート調査を毎年１回、2 回やっていただきながら、今のところまだ過半数を超えないということで、現状のままでいいという声が、昨年度はアンケート調査結果では出てきております。今年度につきましても、その先行統合の必要性について説明をしながらご理解をしていただきたいと、全体的な計画につきましては、もう少し時間がかかるという状況であることをご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○３番（岩下礼治君）　3 番、岩下です。

20 ページ以降ですね、職員手当等につきましては、増額がされております。宿日直手当、それから時間外勤務手当と増額がされておりますけども、今回の災害が未曽有の災害でありまして、職員の方々のご苦労は大変なものだったと思ってます。私なりにも手伝いできるものならばと思ったような次第なのですが、時間外勤務につきましては、特に 100％支払うように、それから土日出勤も大変多かったと思いますが、これだって振替休日が取れないんじゃないかなというふうな危惧をしております。そういう場合には、超過勤務でまた手当で手当するということになってます。さらには、管理職については、管理職手当をもらっているということから、超過勤務手当がないんじゃないかなと思いますが、何らかの手当をすべきだというふうな思いがしております。これは、課長以上については、非常に難しいのかもしれませんけども、いずれにしましても、職員の時間外勤務手当については 100％支払うようにやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　総務課長。

○総務課長（髙木　洋君）　職員の時間外手当については、今回地震以降、非常に激務が続いております。発災当初 17 日まではすべてボランティア、これで対応しておりますし、18 日から 5 月 8 日までだったかと思いますけども、夜間残る分、避難所、また本部待機、全て時間外ではなくて宿日直手当ということで職員各位にご理解をいただいて対応しております。時間外が払えるのが一番いいんですけども、非常に高額になりますし、時間外についても割り当てられた予算の中でより有効に行っていただきたい、そういうように思っております。ある程度制限せざるを得ない場合もあるかと思いますけども、時間外につきましては、各課のほうに割り振っておりますので、その中で課長の判断で随時やっていくようにいたしております。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

4 番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　今回の震災で 90 億、災害復旧関係が出ております。それで、1 割としても 10 億､先ほど財政課長は 20 億､30 億みらんといかんようなことを言われております。そういった中で財政の方向性についてどうゆうふうな形でいくのか、今までの当初予算をそのままやりながら、またさらに市債を増やしながらやっていくのか、それとも今まで当初予算で組んでた予算を削れるものはなるべく削って、あるいは来年にまわせるものはなるべくまわして、なるべく市債を増やさないと形でやっていくのか、その方向性を明確に教えていただきたいと思います。今回、5 月の入札一覧表をちょっと手に、ちょっと見てみたんですけども、何も今回せんでいいんじゃないかというものも何百万か上がっているような感じもします。そういったところで、その方向性を市長からでも、まず方向性を示していただいて、どういうふうな形でやっていくのかということをご答弁いただきたいと思います。

それと、小学校について、先ほど地元議員も言われましたように、地元からもああいう声が出てるんだったら、国庫としても修理してまた壊して、また新しいのをつくるというのは無駄だと思うんですけど、この際だから例えば普通の家屋でも壊すときには家屋補助が出ます。そういった形で新しくつくるという前提のもとで壊す、取壊しの費用も含めて、何らかの形で地震災害で壊れたんだから、新しくつくらんといかんという理屈でなんかばひっぱってきてつくれないもんだろうかと思うんですけど、その方向性でちょっと頑張っていただけんかなとそのように思います。

それと、職員給につきましては、時間外手当とかも今説明がありましたけども、私は多少納得のいかないところがあります。きちんと出勤簿つけて、私は払うべきだと思いますし、ボランティアが本当にボランティアなのか、強制されてないのか、使命感でされているとは思うんですけども､きちんと課長からこの時間は休めとか､1 日何時間働いたら何時間休め、何日働いたら何日休めとか、そういった指示は、指導はあったのか、そういったことについてお尋ねいたします。

以上、3 点です。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　お答えします。

先ほど、議員が言われました 5 月の入札についてですが、もちろん必要があるから入札を行って執行をしております。その分については、地震と関係なく必要がある分です。

それと今後の財政状況、財政運営の方向性といいますのは、まず災害復旧が中心になるのはもう間違いありません。今後の 9 月補正等でも災害復旧の予算が出てくると思います。ただ、当初予算に上げた分、この部分でするべきものはやはり執行していく必要があると思います。地震の対応だけでは活性化とかその経済とかそういう部分にも影響ありますので、必要な部分はやっていく。ただ、要は事務が対応できない、地震の災害復旧において対応できない部分、業務量の増加による対応できない部分については、次年度へまわすという部分も出てくると思います。ただある程度の時期が来ましたら、やはり災害復旧費、それと本来進めるべき施策､それと 27 年度の補正予算で計上させていただいております地方創生の加速化交付金ですね､これについてもまだ国のほうから 29 年度へまわしていいよという示しも来て

おりませんので、基本的には28年度で終了という形になっております。従いまして、そういう災害復旧と通常の施策、それと取り組むべき優先課題分については、並行して今のところ行っていくというような状況でございます。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　先ほどの阿蘇西の校舎、災害復旧の件でございますけども、教育委員会としましても、被災が大きいということで文科省のほうにすぐ打診をしまして、4月30日に専門家の方々に3名来ていただいております。その中で校舎、体育館見ていただきまして、校舎について3階建てのほうがですね、これが使用不可になれば解体・改築も考えたんですけども、判定としましては、校舎は、3 階建てのほうは使えると、平屋のほうがやはり地盤沈下している部分、亀裂が入っている部分につきましては、使えないと。プールにつきましても、その上にあるということで、やはり3階建てのほうがきちんと使える以上は文科省としてもやはり原型復旧で復旧工事をやっていくという方向が妥当だということでございますので、その点についてはご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　総務課長。

○総務課長（髙木　洋君）　ご意見のありました時間外関係について、説明をさせていただきたいと思います。時間外につきましては、当面の災害救助費の中で当面の分ということでまずは、2,550 万円を組ませていただいております。それとは別に、建設課であれば査定の時期、農政課についても査定、上下水道、査定の時期に併せて、また個別に時間外を組んでおりますので、その中で対応していただきたい、そういうふうに考えております。どうしても実務として足りないような場合には、今後また補正をお願いすることもあり得るというのは、私どもも当然認識はいたしております。それとまた時間外の勤務の管理等につきましても、発災後1週間、10日はなかなか皆さんですね、職員それどころじゃないということでありました。現在においては、タイムカードもきちんと押すように指導も行っておりますし、疲れている職員、率先して管理職のほうから休むように指示を出すようにそういったことで申合せを行っております。疲れ果てて1日でできる人が2日、3日かかってしまう場合もありますので、1日休養をしっかり取って、その分を戻していただく。1人の職員が倒れることによって、2人目、3人目も倒れることになりますので、その辺はラインケア、またセルフケアで対応するように会議の中で話をいたしております。

○議長（藏原博敏君）　お諮りいたします。

やがて12時になりますが、議案審議中のため、このまま続行したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　それでは、このまま審議を続行いたします。

谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　方向性については、先ほど全部必要だからということでしたけども、例えば阿蘇の文化的景観の保存調査書の製本代とか、そういったのを今回使わなくていいん

じゃないかなと思ったりもします。基本的に現年度上げた予算でやっぱり見直してもらって、来年度になるべくまわす、あるいは加速化交付金ですか、については基金化してできないだろうかというのをもう１回打診してやっていかれたほうがいいんじゃないかとそのように思います。特に観光振興でもいっぱいやっていただきたいところありますが、直接的に今、震災関係の効果が出る観光関係の予算と将来にわたって布石としてやっていく観光関係の予算といろいろあると思いますので、そういったのを見極めて、現在、市民の方々、業者の方々、何を求めているのかを見て、立て直していったほうがいいと思います。それについて、市長としてはどう思っておられるか、一つご答弁をお願いします。

それと、もう一つ、時間外のことについては、一回水害のときに職員に負担がかかるということは分かりました。そのあとまた、今回震災で負担がかかっているということを言われています。私は、毎日のように市役所に行ってみましたけども、待機でずっと待ってる職員が結構おります。夜も会議の中で、まだ会議しよっとかいと言いながら待ってる職員がたくさんおりました。そういった意味でもう帰ったがいいよとか、勧めてやらんことには帰れないんじゃないかとそういうふうにも思いましたので、今後の災害対策の対応として、当番制の在り方とか、長い課題ですけども、考えていただきたいと思います。

その２点について、ご答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君）　市長。

○市長（佐藤義興君）　最初のことについて、ご質問申し上げます。こういう災害でありますから、当然今回の予算も出してありますのは、災害対策の中で早く日常の生活に戻るようにその予算等の絡みの中でしっかりと今回出させていただいておりますし、それと同時にそればっかりじゃなくて、やっぱり時は動いております。たまたまこの地域、あるいは熊本県はそんなことで災害に遭いましたけど、全国的に見るとそう全部が全部なってるわけではありませんし、しかるべくやるべきことはちゃんと必要なものはやっていくということの姿勢がないと災害対策ばっかり考えているとただ遅れてしまうということもありますので、そういうことではなくて、必要なことは必要にやっていくということで現在やってるところであります。ちなみにいろんなご提案がありましたけれども、そういうことはもう既に我々考えながら、今やっておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　ほかに答弁は。

総務課長。

○総務課長（髙木　洋君）　ご意見の中に待機している職員が多すぎるんじゃないか、そういったご意見でありました。しかし、緊急事態であります。当然、職員は待機すべきです。発災当初、余震も続く中に職員ももう半分以上が家に帰っていない。私たちが一番大事なのは、情報の統制になってきます。本部会議でやったこと、きちんと課長の口からそれぞれの職員に伝える、そして状況を見た上で、じゃあ３人帰ろう、５人帰ろう、休みをとろう、そういった形で進めておりますので、一応発災当初については、全体の対策本部の会議終わって、その情報共有のための各課長から職員への周知が済むまでは、ある程度待機をしていた

だいたところであります。何もないというように分かっていれば、当然全職員ある程度帰すようにしております。余震が続く中で何がどうなるか分からない、3,000 人、5,000 人の方が避難している。そういった状況の中では致し方ない、そういうふうに私は思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑君。3 回目になりますので、まとめてください。

○４番（谷﨑利浩君）　はい。分かりました。

市長は考えてされているとのことですが、私は不満があるから言ってるわけでして、一つ一つを精査してもう一回見直してください。例えば、温泉が枯渇しています。温泉枯渇に対してどう対応するのか、本当に温泉組合がいろいろ必死な思いで頼んできて、それに対してどう対応したのか。例えば、然事業というのがあります。あれは長期的にやっていくこそ効果があると私は思っております。そのような中で入湯税をいただきながら、温泉を掘るのに対して、国、県の補助金だけで任せていいのか、それはできてないと思います。そういったことがあるから言ってるんです。それで、市長の姿勢としてもう一度お聞きします。

もう一つは、職員の件につきましては、確かに 17 日もうばたばたしてるときは仕方がないし、課長の言われるとおりだろうと思います。ただ、何日間もずっと経っていく中でそういったことが出てきたように見えましたので言いました。これについては今後の課題として、例えば自主防災組織をつくって、職員だけでも 3 人の 8 時間の 3×3、9 人が一つの避難所におられて、10 カ所もいて 30 人もとられるとか、そういったことじゃなくて、よく自主避難所を運営された模範的な地区もございますので、そういったのを参考しながら職員の負担をなるべく減らしてやっていく、ほかのことが急速にできるようにしていく、そういったことを課題として検討されてはいかがかなと思います。

○議長（藏原博敏君）　答弁をお願いします。

温泉につきまして、個別の質問がありましたので、温泉についてどのような対応をされているか、答弁をお願いします。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　それでは、温泉について説明させていただきます。今現在のところ、予算的には 2,000 万程を温泉の掘削と観光宣伝費用に旅館組合のほうに出すようにしております。それとボーリングについては、グループ補助という形で今そちらの関係省庁と段取りをして諮っているところです。

それと、然についてでございますが、それについては、今回の地震で分かったこと、分かったことって今までも当然分かっていることなんですけど、阿蘇市は交流人口がないことには立ちゆかないというのが、ヒシヒシと分かったことと思います。その分につきましては、57 号、212 号というのが止まって、どうにもならなくて、地元の店舗も道の駅にしてもそうですけど、地元の人口だけでは当然間に合わない、間に合わないというか、賄いきれない施設、店舗がたくさんございます。その中で阿蘇市はどうやってやっていくのかということでございますが、既に発災 1 カ月頃からもう旅行業者は動いておりまして、その分に向けて団体を送り込むけど、どうやったらいいのかとかいう話もしておりますし、なんせ今の部分に

ついては、然の商品を売らせてくれということで、ネット販売の業者の方々が販売させてくれというお話が来ております。ストーリー性のない物が売れないわけで、然事業を継続する中でかなり業者の方も来られております。以前から上げております過疎化交付金の中の自転車についてもその絡みでお話もいただいておりますので、この時期こそ継続してやらないと観光は観光として継続しておりますので、なかなかその流れを断ち切ると発信するものが減ってくるし、それを見て皆さんはまた阿蘇に来ていただくという形がありますので、継続してやらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　総務課長。

○総務課長（髙木　洋君）　避難所の運営に関しまして、自主防災組織を効率的に活用したらどうかというご意見であります。小さい避難所については、それで十分対応できるかと思います。実際、例えば、枳の公民館であるとか、車帰の公民館、地域の方々、自主防災組織ということでお願いをしました。ただ、一の宮小学校 2,000 名、阿蘇中学校 800 名、この方を行政としてこの避難所ですね、そこを行政としてじゃあ地域のほうでお願いします、そういうにやるのは簡単ですけども、中で必ず暴動が起こって、市はなんばしとっとかって余計不満はたまってくるばっかりです。そういった状況もありますので、やっぱり大きい避難所については優先、全ての避難所に職員を配置することは不可能ですが、やっぱり市として優先する避難所に優先的に人を配置して被災された方の支援をあたるようにいたしております。自主防災組織、区長さん方も自らも被災されてそれどころじゃない、そういったところもありますので、そういった対応でいきます。ただ今、いただきましたご意見、やっぱり平成 24 年の水害もそうでありましたけども、やっぱり自助、そしてやっぱり公助の重要性分かったかと思います。それぞれ地域の区長さん方も分かっているかと思いますので、その辺を今後の防災の課題ということで半歩でも一歩でも二歩でも前に進むような自主防災組織育成に努めていきたい、地域の意識を変えていきたい、これが今後の阿蘇市の防災の課題じゃないかなというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

お諮りいたします。まだ質問がたくさんあるようでございます。手を挙げる方もおられますので、午前中の会議をこの辺でとどめて、残りの審議は午後したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　それでは、午前中の会議をとどめたいと思います。なお、午後は 1 時 10 分から再開いたします。

午後 0 時 10 分　休憩

午後 1 時 10 分　再開

○議長（藏原博敏君）　それでは、ただ今から午後の会議を開きます。

午前中に引き続きまして、議案第 64 号に対する質疑が残っておりますので、続けたいと思

います。

19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君）　19 番、井手です。

1、2 点、質問いたします。今、午前中に谷崎議員が質問されました避難場所のことでございますけれども、これは話を聞いたことでありますが、中通地区においても非常に区長さんが気をつかわれて、災害時から地震後、公民館に我が区の公民館に、そこで全家庭を収容させて、そしてずっと地震の間、かなり 10 日間ぐらい公民館で過ごされたという話を聞いて、私も感動しました。と言いますのは、やはり停電でありましたので、それぞれの家庭に残っておる冷蔵庫に残っておる品物等々を持ち寄って、年寄りから子どもまで、何人かは来ていなかったと言われましたけれども、そこでずっと過ごしたと、冷蔵庫にある品物も腐れるからぜひ一つそれぞれあるとは持ってきてくれというようなことでやられたというようなことで、私もちょっと感心をいたしました。非常に区長さんの引率で、やる気で頑張っておられたということを、私はここで申し添えておきたいと思っております。

質問に入りますが、手野線において、林道手野線、これが今、通行止めになっておりますが、どこ辺が被害に遭って通行止めになっておるのか、いつ頃に復旧するのか、非常に私たち身近な道路でありますので、できるだけ早く一つ復旧、復興させて、開通させていただきたいと思っております。いつ頃までにできるのか、お尋ねをいたします。

それと今回の地震で振興局と牧野の役員で牧野を調査いたしました。非常に林道というか、くえておるというか、もう道がなくなるようにくえております。非常に被害がここは激しいなというようなことで、我々、井手、牧野組合、牧野でございますが、今後まだ今からの県、国との対応だろうと思いますが、今度は野焼きもできないような状況に、車もいかないような状況になっておりますが、話をしてみますと、もう今年は野焼きはちょっと無理かもしれんなというような意見も出ておりますが、市として、一つ、県、国と連携をしながら、何かなる対策をとっていただきたいと思っておりますが、その辺をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　答弁いただきます前に、議員さん方にお願いいたします。一般質問がないから災害関連の質問ということでしょうけど、今は一般会計補正予算の質疑ですので、できるならこれに直接関連した質問をお願いしたいと思います。

答弁、はい、農政課長。

○農政課長（本山英二君）　お答えします。

30 ページのほうの一番下に林道施設の災害復旧工事請負費を組んでおります。補助債分 2,495 万、この中に手野線が入っております。手野線につきましては、本来から落石の多い地区ということで、今回も手野の名水の手前に 2 カ所、大きい石が落石し、また路面も痛んでおります。そういう関係で本来であれば生活道路等もありまして、早く復旧したいんですけど、そもそも落石が多い地区で、また余震も続いているということで、応急にしたいんですけど、ちょっと見合わせております。また、梅雨時期、非常に危ないということで、私たちの今の考えでは、梅雨まではちょっともう通行止めにしたいと思います。その後において、

何らかの形で査定前に応急的な工事で通れるようにしたいというふうな今現状でございます。

それと原野につきましては、農地の災害復旧の中で、草地更新とかしてある補助事業でした部分はみますけど、それ以外については、今何らかのこう補助復旧工事はございません。もうご存じのとおり、県と市で一緒になって状況把握して、甚大な被害というのは分かっています。県のほうも十分その認識はしておりますので、今後要請をしながらいろんなメニューを持ってきて、なるべく野焼きがまたできるように、また放牧ができるように頑張りたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　農政課長、野焼き予算が計上してありますか、これに。してないでしょう。

続いて質問をどうぞ。

10 番、大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君）　10 番、大倉です。

33 ページに体育施設の災害復旧ということで、体育館から一の宮武道場まで書いてありますけれども、あぴか等ですね、今度県体とかがあります関係上、被害の状況とその復旧にどれくらいかかるかとか、そういう 1、2、3、4、5 かですね、これの内容をお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　33 ページの保健体育施設の災害復旧費について、お答えをさせていただきたいと思います。

県民体育大会の阿蘇大会につきましては、阿蘇大会は中止ということになっておりますけれども、現在復旧工事につきましては、8 月に文科省からの災害査定を受ける予定であります。その査定を受けて、具体的には工事をどこまで補助対象になるのかというのがでてくるのですけど、特に農村公園あぴかにつきましては、南側のトラック内のカーブのところに亀裂が走っております。面積的には 5 分の 1 程度かと思いますけれども、ちょっとまだ復旧の見込みにつきましては、発注がいつになるか次第で、まだいつ復旧できるかというのは、ちょっとまだ目途が立っていないような状況でございます。

以上です。

その他、アゼリアとか古城体育館につきましては、議会の終了後に発注をかけていきたいということですので、そう長くはかからないと思います。それから、一の宮武道場につきましては、非常にこう老朽化もありまして、施設が傾いております関係上、やはり解体をせざるを得ないということで考えておりますので、関係者の方々とまた協議をしながら今後解体を進めていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君）　あぴかのほうのその 5 分の 1 というのは、その外周のトラックのことでしょうけれども、あれ元々修理してくれと要望があったところだと思いますけれども、そういうところの関係ですね、もともと悪かったとこが今度地震で被害を受けたけん、また新しく全部やり直せるとか、そういうその関係はどういうふうになっていますか。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　400mの8コースございますので、それの一番南側のカーブのところですから、一番長いところで100m近くコースがあると思います。その100mコースの中の8割ぐらい亀裂がかかっているような状況ですので、5分の1程度、走路的には5分の1程度になるんではないかと、それと一番地盤沈下がしてますのが、弓道場の横あたり、それからメインスタンドの前の外構ですね、舗装関係も痛んでおりますので、そちらの部分となります。修理がどこまでいけるのかは、8月の文科省の災害査定を受けないとはっきりしたことが申し上げられませんので、その災害査定を受けて、またご報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　よろしいですか。

ほかにありませんか。

7番、市原正君。

○７番（市原　正君）　はい。7番、市原です。

先ほどもちょっと質問しましたけども、確認ですけども、給食センターの復旧工事、7月中にはということでしたが、2学期から給食はきちっと再開できるのかというその確認と、それから今、大倉議員のほうが質問された中にですね、一の宮武道場の解体工事ということですが、その後の関係者と協議ということですが、これは再建をするということですか、あるいはそういった方向で動くということなのか、当然、地震での倒壊が予想されるということですので、災害復旧の場合は、現状復帰という一つのルールもありますが、その点について、教育課のほうはどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　まず、給食センターにつきましては、それぞれ今被害の状況を調査して、設計に入っておりますので、それ、今議会、6月の議会が終了後にそれぞれ発注をしていくことにしております。それぞれの業者のほうに7月末までには何とかということで、今契約の中で謳っていきたいと思っておりますけれども、そういう最大限努力をしていただきたいということで考えております。

それから、一の宮の武道場につきましては、5月の初旬に宮崎県の一級建築士の職員の方にご協力いただきながら、現場を見ていただいて、応急危険度判定をしていただいております。ただ、危険ということで判断を受けたんですけれども、地震の影響で傾きはしておりますけれども、元々の老朽化に問題がある場合に、文部科学省の災害査定の中でどこまでその復旧ができるかという部分で非常に見解的には非常に困難であると、築年、築年度ですね、築年数が非常にもう老朽化がもともとは原因ですからということが判断に影響してくるんじゃないかということを聞いております。こちらも文科省の判断をまた現地査定を受けながら、協議をしていきたいというふうに思っておりますが、代替施設としましては、今中学校の武道場、両方、阿蘇中、一の宮中がございますので、学校の放課後、それから土日については、代替施設で利用ができるというような状況です。解体については関係者の方々にも説明会を

しながら、ご理解をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　市原正君。

○７番（市原　正君）　はい。武道場のことを今だいぶ説明をもらいましたが、やはりあそこの武道場は、非常に長い歴史を持ってですね、建設当時からいろんなことがあって、一の宮地区にとっては非常に大事な施設の一つであろうと思います。そういう中でやはりその再建ということも視野に入れて、代替地がいろいろあるというのは分かりますけども、やはりそういうことも視野に入れて関係者の皆さんと協議をしていただきたいというふうに要望しておきます。

○議長（藏原博敏君）　答弁いりますか。いらない。いる。答弁は結構そうです。

続きまして、竹原祐一君。

○２番（竹原祐一君）　2 番、竹原祐一です。

25 ページの土木費の中で崖地の建設と危険住宅移転事業というのが上げてありますけど、この以前にありました水害のときに新しく出ました山崩れの危険地域の移転とそれと今回の地震に対しての移転とそれの関係はどういう形になるんか、それをちょっとお聞きしたいなと。

それと同じく 26 ページの土木費ですね､市営住宅のストック工事が減額になってますけれど、これも原因とそれとですね、それの関係をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　建設課長。

○建設課長（阿部節生君）　お答えいたします。

がけ地近接等危険住宅移転事業につきましては、県の建築課の補助事業でございまして、これは国庫補助事業でございます。総務課で土砂災害危険住宅移転促進事業費として補助事業を入れておりますが、それとセットで今回計上するということで、本年度、当初予算に計上の予定でございましたが、若干要綱の制定等が間に合わなかった関係で、今回計上するものでございまして、地震があったから計上するという形ではございません。この事業自体はもうかなり 40 年代から制度化されておりまして、24 年の災害を受けまして、そのあとに県のほうで 300 万円の土砂災害危険住宅移転促進事業の補助とともに導入されてきているというか、今回、昨年度から県のほうで積極的に導入を推進されておりまして、本年度、本市においても、これ 1 件分でございますが、とりあえず予算計上をいたしているところです。地震の対策区域といいますか、地震の危険区域とは別でございまして、あくまでも高さ 2m以上の崖に近接する地域の移転事業ということで、地震とは別ということでございます。

○議長（藏原博敏君）　住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君）　すみません。26 ページの住宅建設費の中の委託料と工事請負費の中のストック改善の事業でございますけども、これが本年予定しておりました坊中南住宅の水洗化事業に伴う経費でございます。公共下水道事業のほうが社会資本整備事業ということで本年度計画しておりましたけども、ご存じのとおり下水道事業の多大な被害によりまして、そちらのほうを優先させるということで、あとで下水道のほうの補正にも計上してお

りますけども、一応その事業の見直しで次年度以降ということでございますので、それに伴いまして、住宅のほうの水洗化事業も来年以降ということで見直したものでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　竹原祐一君。

○２番（竹原祐一君）　先ほどですね、住宅の移転費用なんですけど、今回実際、地震により多くの北外輪山付近で地崩れが起きてますわね。そして、実際その付近の住宅も存在するわけですよね。その辺で以前のそういう地域が今度は新しく新設になると思うんですけれど、その辺の地域の見直しというのは考えておられるんでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　建設課長。

○建設課長（阿部節生君）　この事業につきましては、総務課の土砂災害危険住宅移転促進事業と同じでございまして、県が指定しておりますレッドゾーン、イエローゾーン、通常言われておりますけど、そういう土砂災害危険区域に指定された区域を対象としているものでございまして、崖地建設につきましては、広く言えば 2m以上の崖地は対象になりますが、余りにも数が多くなるというようなことで、本市におきましては、一応県のレッドゾーンに指定された区域ということで、事業対象区域を考えております。今回の地震につきましても、その対象区域であれば、対象になりますけれども、それ以外の区域につきましては、本事業については対象外ということになります。その区域につきましては、県のほうで指定しておりますので、私どもは入れる、入れないとかこの場で言えることではないので、そういうことでご報告しておきます。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

5 番、園田浩文君。

○５番（園田浩文君）　5 番、園田でございます。

小中学校のプール関係も損傷が出て、水がたまらないというような事案が出てるようですけども、内牧地域でも防火水槽がですね、コンクリートづくりのものが割れて、水がたまらないとか、全然たまっていないっていうような状況もあるようですが、歳出のほうで予算計上はしてありますでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　総務課長。

○総務課長（髙木　洋君）　歳出については、防火水槽関係は現在消防団のほうに指示を行いまして、何しろ蓋をあけて、中を見てくれ、漏れとるかも知れんし、もう何も入っとらんかも知れん。そういったことでありますし、給水のほうも配管がやられておりますので、確かに水が出るか、それを確認してくださいということで、今、調査中になっております。今回の予算では、分かっている分の消火栓など、最低限分かっていた分を今回上げさせていただいております。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　園田浩文君。

○５番(園田浩文君）　またコンクリートでつくるとまた地震が来ると損傷が考えられます。それと今は、ＦＲＰ製の防火水槽等が主流になってますので、防火水槽の修繕費であれなら、

もうＦＲＰ製あたりの防火水槽も考えられたらどうかなというふうに思います。

○議長（藏原博敏君）　総務課長。

○総務課長（髙木　洋君）　今回新たな断層も阿蘇市内にあるということで報道等もなされております。当然そういったことも考慮しながら、またその科学的なものも考慮しながら、何が一番いいのかを検討した上で対応したいと思います。この場で今言われたＦＲＰにするとか、そういったことはちょっとまた今後の課題ということで預からさせていただきます。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

6 番、菅敏徳君

○６番（菅　敏徳君）　6 番議員、菅でございます。

21 ページの衛生費、災害廃棄物の処理費ということで、国、県の支出金が 6 億円、一般財源が 7 億 5,000 万という多額の予算が計上してありますが、これは、国、県、市との割合があるのか、また今後、この処理が上がっていくと思われますが、これはどのような割合があるか、お尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　お答えします。

まず、今回の補正ですね、21 ページの災害廃棄物処理費、合計で 19 億ほどあります。これは、補助対象にならない分を除くと 18 億 9,000 万ほどなるんですが、その半分が国庫補助です。県補助はありません。その残り半分ございます。その半分の 80%が特別交付税という形で、一応 12 月のルール分で交付される予定です。残り 1 割残ります。残りの 1 割につきましては、災害復旧の中の災害廃棄物処理債という起債がございます。その起債の対象というような形になります。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　いいですか。ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 15　議案第 65 号　平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第 15、議案第 65 号「平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君）　ただ今議題としていただきました議案第 65 号「平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号」について、説明いたします。

資料は別冊 7 をお願いいたします。

1 ページに書いてありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 4,677 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 19 億 6,797 万 7,000 円といたしました。

3 ページをお願いいたします。地方債補正でございます。追加としまして、災害復旧事業

の補助残に対します起債としまして、2億7,580万円を計上するものでございます。

次に変更としまして、下水道事業でございます。災害発生に伴いまして、本年予定しておりました社会資本総合整備事業の計画を見直しまして、その事業減に伴い起債限度額を9,880万減額いたしまして、9,470万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。款2事業費でございます。目1下水道事業費でございます。既定の額から2億3,058万8,000円減額いたしまして、1億8,800万3,000円といたしました。地方債のほうで説明いたしましたとおり社会資本整備事業の計画を見直しまして減額するものでございます。主なものとしては、節13委託費3,900万、15工事請負費1億6,822万5,000円、22補償補塡及び賠償金2,200万円を減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。款5災害復旧費、下水道施設災害復旧費でございます。既定の額に7億7,546万7,000円追加しまして、13億8,813万7,000円といたしております。主なものについては、節 15 工事請負費としまして処理場と管渠等の本復旧を併せまして 7億7,200万円を計上するものでございます。

以上、議案65号について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第16　議案第66号　平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第16、議案第66号「平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　失礼します。

ただ今議題としていただきました議案第66号「平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算」につきまして、ご説明申し上げます。

別冊8をお願いいたします。

1ページをお願いします。第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ229万円を減額し、歳入歳出それぞれ43億3,445万9,000円といたしました。

4ページをお願いいたします。歳入でございます。款4国庫支出金、目5国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金といたしまして、40万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、平成30年度に予定されております新たな国保制度に対応したシステム改修費用として国から補助をいただくものでございます。款7県支出金につきましては、歳出のところでご説明申し上げます。款10繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、4月の人事異動につきまして、人件費分としての費用といたしまして、285万5,000円を減額しております。

5ページをお願いいたします。歳出でございます。総務費の一般管理費におきましては、

人件費の調整とシステム改修費用を計上しております。目2連合会負担金といたしまして、16万3,000円、こちらにつきましては、国保連合会が事業主体となってシステム開発、データヘルス支援システムというもののを開発を予定しております。その費用の2分の1につきましては、45市町村で案分して負担するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第17　議案第67号　平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第17、議案第67号「平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　失礼します。

ただ今議題としていただきました議案第67号「平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算」につきまして、ご説明申し上げます。

別冊9をお願いいたします。

1ページをお願いします。第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ736万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ30億9,551万7,000円といたしました。

4ページをお願いします。歳入です。繰入金といたしまして、目3その他一般会計繰入金で736万9,000円を増額しております。こちらにつきましては、人事異動に伴う人件費を調整するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出につきましては、款1総務費、目1一般管理費におきまして、主に人件費調整分を増額計上しております。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第18　議案第68号　平成28年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第18、議案第68号「平成28年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　失礼します。

ただ今議題としていただきました議案第68号「平成28年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」につきまして、ご説明申し上げます。

別冊10をお願いします。

1ページをお願いします。第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ314万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億8,960万7,000円といたしました。

4ページをお願いします。この4月の人事異動に伴います人件費の調整といたしまして、歳入におきましては、事務費繰入金といたしまして314万1,000円を増額し、次のページお願いします。歳出につきましては、一般管理費の人件費分といたしまして、同額を増額しております。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終了します。

日程第19　議案第69号　平成28年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第19、議案第69号「平成28年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君）　ただ今議題とさせていただきました議案第69号「平成28年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」ご説明させていただきます。

別冊11でございます。

8ページ、予算明細書によりご説明いたします。収入、款、上水道事業収益、節1他会計補助金、上水道施設災害復旧事業災害復旧債、起債でございます。2,020 万円増額補正しております。一般会計からの繰出金でございまして、水道課で償還をして参ります。節1補助金、上水道施設災害復旧事業国庫補助金4,040万円、災害復旧事業補助率が3分の2でございます。増額補正しております。続きまして、款、簡易水道事業収益、節、他会計補助金、簡易水道施設災害復旧事業災害復旧債でございます。980 万増額補正しております。一般会計繰出金、償還は水道課で行って参ります。節、補助金、簡易水道施設災害復旧事業国庫補助金、国庫補助率3分の2で、1,960万円増額補正しております。既定の予算額に9,000万円増額補正いたしまして、合計5億8,386万5,000円となります。

続きまして、9ページです。支出、款、上水道事業費、節19番の委託料です。災害対応補正としまして400万円増額補正をいたしております。節20賃借料、災害対応補正といたしまして3,256万円増額補正しております。これは、旧黒川上水道口径250ｍｍの仮設管のリース料を含まれております。節23番、10ページでございます。節23番、修繕費、こちらも災害対応補正で2,670万円増額補正しております。こちらは本管の修繕費でございます。

続きまして、款2簡易水道事業費、節19番、委託料です。災害対応補正といたしまして

400 万円増額補正しております。節 20 番、賃借料、災害対応補正といたしまして 393 万円増額補正しております。赤水簡易水道のリース管をこれも含まれております。節 23 番、修繕費、災害復旧対応補正でございます。災害で発生しました本管の修繕費を増額計上しております。既定の予算額に 1 億 736 万円増額補正いたしまして、合計の 5 億 8,950 万 8,000 円としております。

続きまして、11 ページでございます。収入でございます。款、上水道事業資本的収入、節 1 起業債、上水道施設整備事業、平成 28 年計画の工事を次年度以降に延期しました。5,000 万円減額としております。節 1 工事請負金、上水道施設災害復旧事業工事負担金 7,320 万円増額補正しております。こちらも補助額の 3 分の 1 の負担について、起債となっております。節の国庫補助金、上水道施設災害復旧事業国庫補助金、3 分の 2 の補助率で 1 億 9,040 万円増額補正しております。款 2 番、簡易水道事業資本的収入、節、工事負担金、簡易水道施設災害復旧事業工事負担金災害復旧債でございます。7,480 万円増額補正しております。こちらも一般会計からの繰出金で水道課で償還いたします。

続きまして、節 1 起業債、波野村の坂の上送水管敷設工事を残しまして、28 年度予定計画しておりました工事を次年度以降に延期します。9,900 万円減額といたします。節 1 国庫補助金、簡易水道施設災害復旧事業国庫補助金、1 億 1,627 万 5,000 円増額補正しております。既定の予算額に 3 億 567 万 5,000 円増額補正いたしまして、合計 5 億 8,796 万 2,000 円となります。

続きまして、12 ページでございます。支出、款、上水道事業資本的支出、節、工事請負費、殿塚導水管災害復旧工事ほか、2 億 600 万円増額補正しております。節の委託料、上水道施設災害復旧工事設計業務委託ほか、400 万円増額補正しております。節の備品購入費、加圧ポンプ付給水タンク、これは災害時の対応で 1 トンの給水タンク、加圧ポンプ付のタンクでございます。150 万円増額補正しております。款 2 番、簡易水道事業資本的支出、節、工事請負費、赤水送水管災害復旧工事ほかの工事としまして、1 億 1,270 万円増額補正しております。節 1 委託料、簡易水道施設災害復旧工事設計業務委託ほか、2,600 万円増額補正しております。既定の予算額に 3 億 4,480 万円増額補正いたしまして、8 億 5,918 万円の合計となります。

説明については、以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13 番、五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君）　一つだけ質問します。仮設のリース管が幹線道路脇に敷設してあります。

○議長（藏原博敏君）　五嶋さん、すみません、所管になりますので、委員会でお尋ねください。

○13 番（五嶋義行君）　はい。

○議長（藏原博敏君）　すみません。ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第20　議案第70号　平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第20、議案第70号「平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君）　お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第70号「平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」ご説明をさせていただきます。

資料別冊12をご覧ください。

1ページをお願いいたします。今回第1号補正になります。予算第3条で定めました収益的収入及び支出の予定額を、収益費用とも2,384万3,000円増額し、予算総額を24億5,613万円としております。これにつきましては、病院事業経営に係る予算になっております。

次に第4条予算ですが、こちらにつきましては、資本的収入を1,478万8,000円増額し、4,232万3000円、資本的支出を1,283万4,000円増額し、1億2,160万9,000円としております。従いまして、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額を7,928万6,000円と改めさせていただいております。

詳細につきましては、6ページをご覧ください。まず、収益的収入ですが、こちらにつきましては、外来収益を増額させていただいております。2,384万3,000円増額し、6億9,209万4,000円としております。これにつきましては、7月から内科の常勤医師を1名採用することが決まっておりますので、その先生の診療によります収益を増額させていただいております。ちなみに、就任予定の先生の情報なんですが、男性の方で、年齢は61歳、ご出身は防衛医科大学卒業です。診療予定は内科、今は兵庫県の西脇市立西脇病院で診療にあたっておられる先生でございます。

次、7ページをお開けください。収益的支出になります。給与費のほうを収入と同額を補正させていただきまして、13億1,335万とさせていただいております。給料につきましては、まず医師給料は、1名増員予定の先生の分でございます。次の医療技術員給料につきましては、2名増員しておりますが、1人は早ければ7月から地域包括ケア病床の設置を予定しておりますが、そこに専従者が必要になりますので、理学療法士を1名雇用します。次に、放射線技師が1人産休に入りますので、産休代替の任期付職員を雇用するということにしております。看護師につきましては、74名が80名ということで6名増員しておりますが、下のほう事務員を見ていただきますと、19名を16名ということで、マイナス3名しております。これにつきましては、当初予算計上する際に、波野診療所の看護師2名と病院の中で医療安全管理者というのを1名置いておりますが、この3名をこちらのほうに計上しておりましたが、看護師であるということで区分の見直しをして、改めて看護師給料のほうに振り替えておりますので、実質的には当初見込みプラス3名分を今回増額させていただいております。

次の諸手当なんですが、医師手当以降、新規採用者の方の分の追加、並びに4月以降の在職者の調整、あと市役所からの出向職員の人事等異動に伴います調整ですね、それと震災対応に係る分といういことでご覧のとおり増減をさせていただいております。

次に9ページをお願いいたします。資本的収入と支出のほうですが、まず支出のほうをご説明いたしたいと思います。1,483万4,000円増額させていただいておりますが、これにつきましては、病院震災復旧工事としまして、早期に対応すべき1期分といたしまして、諸々ある工事の中で主なものといたしましては、以前全員協議会でご説明しましたとおり、免震のエキスパンションというところがちょっとこう壊れてしまいましたので、その復旧工事。予定としましては530万ほどになります。併せて免震の機能は十分発揮されましたが、詳細点検をしましたところ、装置の一部の被覆のゴムに亀裂等の破損が生じたということで、取替えが必要ということになりましたので、その復旧工事に270万ほど、ということであとその他の工事と併せまして、総額1,483万4,000円を計上しております。その財源の内訳といたしまして、そのうち国庫補助の3分の2ということで988万8,000円、一般会計のほうでもご説明ありましたが、災害復旧費分ということで起債をお借りしていただいて、その分を当院のほうに、会計のほうに繰り入れていただくということで490万ということで計上させていただきました。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　4番、谷﨑です。

3点、ご質問します。

まず、9ページの一般会計負担金災害復旧分て書いてある分ですが、これはあとから何か交付税措置かなんかあるのかどうか、お尋ねします。

それと、1ページの第3条の過年度分損益勘定留保資金で補填とありますが、これは何なのかというか、どういった形でたまってきたお金なのか、その説明をお願いします。

それとあと昨年度27年度は、病棟の取壊しというのが7,000万計上されてたと思うんですけど、今年は当初から計上されてませんが、病棟の取壊しはどうなったのか、その3点、お尋ねします。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　一般会計から借り入れて繰り出す分につきましては、各年度元利償還金の2分の1が特別交付税措置という形になっておりますので、その分を追加して繰り出すという形は今年度に出て参ります。

○議長（藏原博敏君）　医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君）　繰入れの話は、今、財政課長のほうから説明していただいたとおりですが、先ほどの水道事業所と同じで、償還は病院のほうで行うことになっております。

それと1ページの第3条の中で当初予算の第4条ということで、この予算の過年度分損益

勘定留保資金ということの意味合いですが、これにつきましては、過年度分の現金の支出を必要としない費用、例えば減価償却費ですね、そういったものによる内部留保をその財源に充てさせていただくと、ちなみにこの災害復旧の分はございませんので、ということです。

病棟の取壊し分につきましては、27 年度の補正予算で落とさせていただいた際に、説明させていただいたところなんですが、非常に今の段階で病院の中で費用の捻出が困難であるということで、これにつきましては 28 年度も同じということで当初予算で計上させていただいておらないということで、今回この補正にも出てきてないということでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかにないようですので、質疑を終わります。

日程第 21　議案第 71 号　字の区域の変更について

○議長（藏原博敏君）　日程第 21、議案第 71 号「字の区域の変更について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　失礼します。

ただ今議題としていただきました議案第 71 号でございます。

議案書 35 ページでございます。字の区域の変更について、別紙のとおり字の区域を変更したいので、地方自治法昭和 22 年法律第 67 号第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、本件は県営三野地区土地改良事業（区画整理の実施）に伴い、字の区域を変更したいので、地方自治法昭和 22 年法律第 67 号第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

36 ページに変更区域の調書並びにその次のページに参考地図を載せておるところでございます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終了します。

日程第 22　議案第 72 号　旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（藏原博敏君）　日程第 22、議案第 72 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　失礼します。

それでは、ただ今議題としていただきました議案第72号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」でございます。

提案理由といたしまして、本件は旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法昭和22年法律第67号第238条の6第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

所在地は一の宮町荻の草字西谷409番地の1でございます。種目は市有原野でございます。地積につきましては、8万6,796平米のうちの3万平米でございます。申請者につきましては、ご覧のとおりでございます。5 番の目的でございます。蔬菜園芸大根の生産、期間につきましては、議決を経た日から平成29年3月31日まで、使用料といたしましては、年額45万円ということでございます。

39ページに当図面のほうも付けておりますので、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終了します。

日程第23　議案第73号　旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（藏原博敏君）　日程第23、議案第73号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　失礼します。

ただ今議題としていただきました議案第73号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」でございます。

提案理由につきましては、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法昭和22年法律第67号第238条の6第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

場所につきましては、阿蘇市一の宮町荻の草字西谷409番地の1、種目につきましては、市有原野でございます。

地積が、先ほどの8万6,796平米のうちの1,000平米でございます。申請者はご覧のとおりでございます。目的は花卉栽培でございます。期間につきましては、議決を経た日から平成29年3月31日まで、使用料につきましては、年額1万円でございます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終了します。

日程第24　報告第6号　阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（藏原博敏君）　日程第24、報告第6号「阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の説明を簡潔にお願いいたします。

経済部まちづくり課長の説明を求めます。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君）　失礼いたします。

ただ今議題としていただきました報告第6号「阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類」につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書の42ページでございます。

まず、提案理由といたしまして、本件は地方自治法第243条の3第2項の規定により、阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出するものでございます。

内容につきましては、6月3日議会全員協議会のほうで、別冊第13号を用いましてご説明をさせていただいているところでございます。従いまして、詳しい内容につきましては、省略をさせていただきたいと思います。

以上、ご審議方、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　書類の内容について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第25　報告第7号　株式会社ＡＳＯワークネットの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（藏原博敏君）　日程第25、報告第7号「株式会社ＡＳＯワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の説明を簡潔にお願いいたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（髙木　洋君）　お疲れさまです。

ただ今議題とさせていただきました議案集43ページになります。報告第7号「株式会社ＡＳＯワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」であります。

提案理由といたしまして、本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、昨年1年間のワークネットの経営状況を説明するものであります。

詳細等につきまして、別冊資料14をご覧をいただきたいと思います。

このＡＳＯワークネットにつきましては、平成19年11月に設立をなされておりまして、今期が第9期目の決算となります。資本金につきましては1,000万、阿蘇市が全額負担する株式会社になっております。

1ページをめくっていただきたいと思います。主な業務としましては、業務請負並びに指

定管理業務ということで、それぞれ業務を行っております。

2ページをご覧いただきたいと思います。昨年度1年間の純利益になりますけども、マイナス19万9,035円、純資産といたしまして、資本金1,000万を含めまして、28年3月末で1,582万712円になっております。詳細につきましては、全員協議会の中でも報告があっておりますので、省略をさせていただきます。

以上になります。

○議長（藏原博敏君）　書類の内容について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第26　報告第8号　一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（藏原博敏君）　日程第26、報告第8号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の説明を簡潔にお願いいたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（髙木　洋君）　議案集の44ページをご覧いただきたいと思います。報告第8号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」であります。

提案理由、先ほど申し上げましたとおりですので、割愛をさせていただきたいと思います。

別冊資料の15、別冊15をご覧をいただきたいと思います。一般財団法人阿蘇テレワークセンターにつきましては、平成24年4月から業務を再開をしております。資本金が3,000万円、現在社員といたしましては、正社員が9名、契約社員が7名、パートさん、ワーカーさんということで7名の合計19名になってきております。

めくっていただきまして、1ページをご覧いただきたいと思います。主な事業の内容としまして、自主事業プラス指定管理事業の受託事業ということで、2本請け負っております。ＩＴサポート事業につきましては、個人や企業等を対象にパソコンでありますとか、インターネットのトラブルの対応、そういった分を進めております。地域システム管理事業、これにつきましては、地域の各事業者あたりのホームページの管理等を進めておるところであります。受託事業につきましては、阿蘇市の光ネットワーク関係の事業を受託いただいて、行っていただいております。

2ページをご覧いただきたいと思います。2ページの一番下になりますけども、当期一般正味財産増減額、単年度の増減になってきますけども、2,193万319円ということで平成27年度は黒字になっております。その3行上になります。次期繰越収支差額、次期に繰り越す額になりますけども、7,866万2,902円ということで報告をさせていただきます。その他、財務関係諸表につきましては、添付してあるとおりでありますので、よろしくご確認お願いし

ます。

以上で終わります。

○議長（藏原博敏君）　書類の内容について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、以上で報告を終了します。

お諮りいたします。日程第27、同意第2号、阿蘇市固定資産評価審査委員の選任については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ご異議ないものと認めます。よって、同意第2号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第27　同意第2号　阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（藏原博敏君）　日程第27、同意第2号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　ただ今議題としていただきました同意第2号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

議案集の45ページ、46ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、阿蘇市固定資産評価審査委員の任期満了に伴い、その後任候補を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今回選任したい委員につきましては、前回に引き続き城輝臣氏でございます。城輝臣氏の経歴につきましては、46 ページに記載のとおりでございます。なお、任期につきましては、平成28年7月1日から平成31月6月30日までとなっております。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより同意第2号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ご異議ないものと認めます。従って、本案は原案のとおり同意する

ことに決定いたしました。

以上で議案等の質疑が全て終わりました。この後、追加議案がございますので、暫時休憩をしたいと思います。なお、2時25分より再開いたします。

午後2時15分　休憩

午後2時25分　再開

○議長（藏原博敏君）　それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただ今、市長より議案2件が提出されました。この際、これを日程に追加いたしまして、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議なしと認めます。よって、議案第74号、議案第75号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1　提案理由の説明

○議長（藏原博敏君）　追加日程第1、市長より「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君）　それでは早速、平成28年第2回阿蘇市議会定例会、追加提案理由の説明をさせていただきます。

議案第74号「平成28年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の制定について」

本件は、平成28年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長及び履行されなかった義務に係る免責について定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第75号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第3号補正であります。

本件は、熊本地震により被害を受けた農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕を補助する「被災農業者向け経営体育成支援事業」が実施されることを受け、歳入歳出ともに所要額を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ9億1,081万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を237億8,085万8,000円といたしました。

以上、議案2件（条例1件、予算1件）を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　以上で市長の「提案理由の説明」が終わりました。

追加日程第2　議案第74号　平成28年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の制定について

○議長（藏原博敏君）　追加日程第2、議案第74号「平成28年熊本地震による災害の被害

者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　ただ今議題としていただきました議案第74号「平成28年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

追加議案集になります。

まず、提案理由でございますが、3ページをお開きいただきたいと思います。本件は、平成28年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長及び履行されなかった義務に係る免責について定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。

この条例制定の趣旨でございますが、平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令、これが平成28年5月2日に公布されております。これに基づきまして地方自治体でそれぞれ条例を制定するというものでございます。

今回の条例の内容でございますが、まず第1条、趣旨でございます。平成28年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全を図るために、まず第1点目に行政上の権利利益に係る満了日の延長、2点目に履行されなかった義務に係る免責について定めるものでございます。

第2条が行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置でございます。これにつきましては、有効期限のある許認可、これにつきまして、いわゆる9月30日を限度として、この満了日を延長することができるというような規定でございます。また、28年10月1日以後もその必要があるときは規則により同様に措置をすることができるというような内容になっております。

2ページをお願いいたします。ちょっと下段のほうになりますが、第3条の規定がございます。第3条は、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置ということで、平成28年4月14日から7月28日までの間に条例等に規定されています履行期限が到来するものについて、その義務を果たせなかったという場合につきまして、まず1点目に7月29日までに履行したときには、その不履行に係る行政上の刑事上の責任は問わないということになってます。それから、7月30日以降もその必要がある場合には、期限の延長ができるというような規定でございます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終了します。

追加日程第3　議案第75号　平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　追加日程第3、議案第75号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　ただ今追加で議題とさせていただきました別冊1になります。追加分の別冊1です。議案第75号「阿蘇市一般会計補正予算（第3号）」について、ご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。第1条になりますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9億1,081万8,000円を追加いたしまして、予算総額を237億8,085万8,000円といたしております。

最後のページ、5ページをお願いいたします。今回の追加分につきましては、款5農林水産業費、目3農業振興費におきまして、経営体育成支援事業補助金9億1,081万8,000円を計上いたしております。この分につきましては、震災復旧緊急対策といたしまして、熊本地震により被害を受けた農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕及び施設等の解体撤去などの費用を支援するものでございます。

財源といたしましては、まず再建分が、国が50%、県が20%、市が20%で自己負担が10%となります。それと解体撤去分が、国が50%、県が25%、市が25%となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

19番、井手明廣君。

○19番（井手明廣君）　19番、井手です。

大変農家にとって有り難いことでございます。早急にこういう災害に遭われた方々がこういう9割以上の補助を受けながら再建するというようなことでございます。

お尋ねいたしますが、いろいろ調査した結果の中身でこれだけの予算がついておると思いますが、被害状況を若干お尋ねをしたいと思いますが、分かる範囲でよかですか。

○議長（藏原博敏君）　農政課長。

○農政課長（本山英二君）　農政全般の被害状況でございますか。

○議長（藏原博敏君）　課長。この予算についての被害状況でいいですよ。

○農政課長（本山英二君）　それでは、施設の被害状況ですけども、今回の補助事業については、納屋等が中心だと思います。これについては、被害の調査はやっておりません。従って、今回説明会をして受付をして、その中で該当する分で被害調査がでてくると思いますので、なかなかその修繕で終わるのか、新規で建てなれば、一つの建物自体が400万、500万かかりますので、相当な金額になると思います。今回、被害額が全く分かりませんもんですから、今回の追加補正については、約10億を見込んでおります。もうこれは概算の概算でございますので、どうぞご了承願いたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　井手明廣君。

○19番（井手明廣君）　当然概算だろうと思っておりますが、先日いただいた資料の中で、

農機具等々についてお尋ねしますが、農機具も非常に新しい農機具もある、古いもう農機具もあると、その辺の9割負担というのはちょっといかがなものかなという気はしますが、そこら辺の査定はありますか。

○議長（藏原博敏君）　農政課長。

○農政課長（本山英二君）　今のお答えしますが、前回のは、4 年前の水害のときは、耐用年数がはっきり決めてありました。8年ぐらいだったと、5年か8年ぐらいありましたが、今回は耐用年数は設定しないと、もうどの機械でも対象になるということで県のほうから聞いております。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

以上で追加されました議案の質疑が終わりました。

議案となっております議案第61から議案第73号及びただ今追加議案となりました議案第74号、議案第75号につきましては、お手元に配付しておりますよう議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。お疲れでございました。

午後2時40分　散会